報道発表

文化庁
AGENCY FOR CULTURAL AFFAIRS

平成２２年１１月１６日

ユネスコ無形文化遺産保護条約「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」への記載に関する第５回政府間委員会における審議結果について

現在ケニアのナイロビで開催されているユネスコ無形文化遺産保護条約の第５回政府間委員会（開催期間：11 月 15 日（月）～19 日（金））において、「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」に記載する案件について審議が行われた。

その結果、現地時間 11 月 16 日（火）（日本時間 11 月 16 日（火））、我が国提案の「組踊（くみおどり）」（１６時４２分（日本時間２２時４２分））及び「結城紬（ゆうきつむぎ）」（１６時４６分（日本時間２２時４６分））の２件について「記載」の決議がなされた。

＜「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」に「記載」の決議がされた我が国の無形文化遺産＞

● 重要無形文化財

（芸能）　組踊（くみおどり）　（昭和 47 年）

（工芸技術：染織）　結城紬（ゆうきつむぎ）　（昭和 31 年）

＊括弧書の年は指定した年を表す。

＜担当＞　文化庁文化財部伝統文化課
課　長　白間　竜一郎（内線 2859）
文化財国際協力室長　南　新　平（内線 3056）
室長補佐　田中　健太郎（内線 3143）
係　長　香取　雄　太（内線 2870）
電話：03－5253－4111（代表）
03－6734－3056，03－6734－3143（直通）
FAX：03-6734-3820

組踊（くみおどり）

１．提案区分：重要無形文化財（芸能）

２．所属する機関又は団体：伝統組踊保存会

３．指定年月日：昭和４７年５月１５日

４．条約第２条の該当分野：（ｂ）芸能

５．概要：

組踊は、せりふと沖縄の伝統的な音楽と舞踊、舞踊を基礎とした所作で展開される歌舞劇である。

琉球王国の時代、国王の代替わりごとに新王を承認する冊封使（さっぽうし）と呼ばれる使節が中国皇帝から派遣されていた。組踊は、冊封使を歓待するため、躍奉行（おどりぶぎょう）であった玉城朝薫（たまぐすくちょうくん）が創作したのがはじまりで、１７１９年に初演された。以後、士族の子弟によって演じられたが、明治以降は市井の舞台で演じられ受け継がれている。

組踊は、演じ手の洗練された動きや演劇としての筋の展開とともに、音楽を楽しむものとされてきた。組踊の音楽は、三線（さんしん）を弾きながら歌う歌三線（うたさんしん）が中心で、登場人物の心情を切々と歌いあげる。また演じ手のせりふは独特の抑揚をもって唱えられる。

組踊は、国立劇場おきなわ（沖縄県浦添市、平成１６年開場）を伝承・公開の重要な拠点としている。現在、劇場の自主公演等を中心に、従来からの伝統組踊り保存会の公演と併せて、組踊の舞台公演は近年、充実をみせている。また、劇場は、保存会と連携し、伝承者の養成事業を実施して成果をあげている。

６．写真

「執心鐘入（しゅうしんかねいり）」

「万歳敵討（まんざいてきうち）」

結城紬（ゆうきつむぎ）

１．提案区分：重要無形文化財（工芸技術：染織）

２．保持団体：本場結城紬技術保持会

３．指定年月日：昭和３１年４月２４日

４．条約第２条の該当分野：（ｅ）伝統工芸技術

５．概要：

結城紬は、現在の茨城県結城市及び栃木県小山市(旧絹村)を中心として伝承されてきた紬の製作技術である。古くは常陸紬などともいわれ、慶長年間(1596 ～ 1615)の頃から結城紬と称されて江戸時代初期には相当多量の生産を見たもののようである。

結城紬は現在も同地方において製織されているが､紬製作の本来の手法が守られており、伝統的な手工芸による良質のものを今なお生産している。

伝統的な技法は、糸はすべて真綿より手つむぎしたもののみを使用し、絣模様は手くびりにより、織りには経糸を腰で吊る織機を用いる。

紬は、古くから各地で自家用の着物として織られていたが、そのなかでも結城紬は特産品として発展したもので、我が国の紬の代表的存在である。

本場結城紬技術保持会は、糸つむぎ、絣くくり、織りに直接携わり、長年の経験を有する技術者によって構成されている。

６．写真

糸つむぎ

機織り

「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」第２回提案案件に係る審議経過

【平成２１年】

８月３１日　（ユネスコ事務局への記載提案書提出期限）
ユネスコ日本政府代表部を通じて我が国の１３件の提案案件の提案書をユネスコ事務局に提出
（提案案件総数は、３５カ国から１４７件）

９月２８日～１０月２日　第４回政府間委員会（注１）（アブダビで開催）
・ユネスコ事務局より、第２回提案案件の審査数を制限する旨の提案がなされ、政府間委員会において審議の結果、優先順位を付けて審査する旨の合意がなされた。

【平成２２年】

５月１７日～２０日　補助機関（注２）による第２回提案案件の事前審査
・５４件（我が国提案案件は「組踊」、「結城紬」の２件のみ）のみを事前審査
・９３件（我が国提案案件は１１件）は事前審査が行われなかった。

６月２２日～２４日　第３回締約国会議（注３）（パリのユネスコ本部で開催）
・第２回提案案件のうち補助機関の事前審査が行われなかった９３件（我が国提案案件の１１件を含む）の取扱いは、１１月にケニアで開催される政府間委員会で決定することとなった。

１１月１５日～１９日　第５回政府間委員会（ナイロビで開催）
・我が国提案の「組踊」及び「結城紬」の２件について「記載」の決議がなされた。

（注１）「政府間委員会」：条約締約国（２０１０年１１月現在、１３２カ国）から選出された２４カ国で構成され、年１回開催。補助機関の勧告を踏まえ、代表一覧表への記載案件を最終決定する。

（注２）「補助機関」：委員国６カ国で構成された機関。事前に代表一覧表への記載提案について審査を行い、政府間委員会に勧告を行う。第２回提案案件に係る補助機関構成国は、トルコ、エストニア、メキシコ、韓国、ケニア及びアラブ首長国連邦。

（注３）「締約国会議」：全締約国で構成され、２年に１回開催。審査手続き等の条約の運用に係る方針について最終決定する。

＜平成 21 年８月３１日に我が国から提案した 13 件の無形文化遺産＞

（「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」へ記載されたもの）

●重要無形文化財

（芸能）　組踊（くみおどり）　（昭和 47 年）

（工芸技術：染織）　結城紬（ゆうきつむぎ）（昭和 31 年）

（補助機関で事前審査されなかったもの）

●重要無形文化財

（工芸技術：陶芸、漆芸、手漉和紙）　本美濃紙（ほんみのし）（昭和 44 年）

●重要無形民俗文化財

（風習慣習：祭礼（信仰））　秩父祭（ちちぶまつり）の屋台行事と神楽（かぐら）

（昭和 54 年：埼玉）

高山祭の屋台行事

（昭和 54 年：岐阜）

（風習慣習：年中行事）　男鹿（おが）のナマハゲ

（昭和 53 年：秋田）

（風習慣習：娯楽・行事、生産・生業、人生儀礼、社会生活（民俗知識））　壬生（みぶ）の花田植（はなたうえ）（昭和 51 年：広島）

（民俗芸能：神楽）　佐陀神能（さだしんのう）（昭和 51 年：島根）

（民俗芸能：田楽）　那智（なち）の田楽（でんがく）（昭和 51 年：和歌山）

（民俗芸能：風流）　綾子踊（あやこおどり）（昭和 51 年：香川）

（民俗芸能：渡来芸・舞台芸）　諸鈍芝居（しょどんしばや）（昭和 51 年：鹿児島）

（民俗芸能：語り物・祝福芸、延年・おこない、総合的）　多良間（たらま）の豊年祭（ほうねんさい）（昭和 51 年：沖縄）

●選定保存技術　建造物修理・木工（もっこう）（昭和 51 年）

＊　括弧書の年は指定・選定した年を表す。

無形文化遺産保護条約「代表一覧表」の我が国の提案と記載状況

・・・今後の検討

	重要無形文化財					重要無形民俗文化財									選定保存技術	
	芸能		工芸技術			風俗慣習			民俗芸能					民俗技術		
	各個認定	総合認定	各個認定	保持団体認定		祭礼（信仰）	年中行事	娯楽・競技、生産・生業、人生儀礼、社会生活（民俗知識）	神楽	田楽	風流	渡来芸・舞台芸	語り物・祝福芸、延年・おこない、総合的		保持者	保存団体
				染織	陶芸、漆芸、手漉和紙											
件数（22.4.1現在）	39	12	41	7	7	54	29	21	31	24	33	36	28	10	46	29
第1回		雅楽（S30）		小千谷縮・越後上布（S30）	石州半紙（S44）	○日立風流物（S52：茨城） ○京都祇園祭の山鉾行事（S54：京都）	甑島のトシドン（S52：鹿児島）	奥能登のあえのこと（S51：石川）	早池峰神楽（S51：岩手）	秋保の田植踊（S51：宮城）	チャッキラコ（S51：神奈川）	大日堂舞楽（S51：秋田）	○　題目立（S51：奈良）[語] ○　アイヌ古式舞踊（S59：北海道）			木造彫刻修理（S51）
第2回		組踊（S47）		結城紬（S31）	本美濃紙（S44）	○秩父祭の屋台行事と神楽（S54：埼玉） ○高山祭の屋台行事（S54：岐阜）	男鹿のナマハゲ（S53：秋田）	壬生の花田植（S51：広島）[生]	佐陀神能（S51：島根）	那智の田楽（S51：和歌山）	綾子踊（S51：香川）	諸鈍芝居（S51：鹿児島）	多良間の豊年祭（S51：沖縄）[総]			建造物修理・木工（S51）

第1回記載案件（13件）

第1回提案時（事前取り下げ分）

第2回記載決定

第2回未審査（第3回以降の審査対象）

無形文化遺産保護条約政府間委員会委員国

（平成22年11月現在）

区分	2008年～2012年	2010年～2014年
西欧	イタリア キプロス	スペイン
東欧	クロアチア	アゼルバイジャン アルバニア チェコ
中南米	キューバ パラグアイ ベネズエラ	グレナダ ニカラグア
アジア大洋州	韓国 イラン（2010年～2012年）	インドネシア 中国 日本
アフリカ	ケニア ニジェール	ブルキナ・ファソ マダガスカル
中東	オマーン ヨルダン	モロッコ

計２４か国